令和７年度島根県障害者ピアサポート研修に係る委託業務仕様書

１．委託業務名

　　令和７年度島根県障害者ピアサポート研修事業委託業務

２．委託事業の目的

　　自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障がいや疾病のある障がい者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障がい福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図ることにより、障がい福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を支援することを目的とする。

３．委託期間

　　契約日から令和８年３月３１日まで

４．業務内容

　アからエまでの研修の実施及びこれに付随するオからタに掲げる業務とする。

　ア　研修カリキュラム

　（ア）令和７年度島根県障害者ピアサポート研修基礎研修

　　　　令和７年度島根県障害者ピアサポート研修専門研修

「障害者ピアサポート研修事業実施要綱」（令和２年３月６日付障発0306第１２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別表１の参考カリキュラム以上のものとする。

　（イ）演習講師研修

　　　　　演習講師が（ア）の内容について演習を通して受講生に十分伝えられるように、演習講師の理解を促進する内容とする。

イ　研修回数

　　　研修は契約期間内に、基礎、専門を各１回以上実施するものとする。

　　　また、演習講師研修を１回以上実施するものとする。

　ウ　研修実施場所

　　　集合研修を基本とし、実施回数ごとに島根県内に適切な会場を確保することとする。

　エ　研修受講対象者及び受講者数

　　（ア）受講対象者

　　　【基礎・専門研修（以下「各研修」という。）】

　　　①島根県内に事業所があり、「ピアサポート体制加算」又は「ピアサポート実施加算」の算定対象である障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所に雇用されている、または今後雇用される具体的な見込みがある障がい者

　　　②①の者が所属する障害福祉サービス事業所等の管理者等、ピアサポーターと協働し支援を行う者（以下、「協働支援者」という。）

　　【演習講師研修】

　　　各研修において、演習を担当する者

　（イ）受講者数

　　　【各研修】

　　　　受講者数は、１回につき２０人（障がいのある者、協働支援者の合計）とする。

　　　【演習講師研修】

　　　　受講者数によって調整、選定した演習講師の数

　オ　研修の実行委員会（仮称）の運営及び研修カリキュラムの構成・企画等

カリキュラムは、「障害者ピアサポート研修　シラバス案」や「障害者ピアサポート養成研修実施にあたっての障害理解と配慮事項」を参考に、講師及び県と十分に協議し、策定すること。

　カ　研修会場の決定

　キ　講師の選定及び依頼（各研修の講師は県に報告すること）

　ク　研修開催の周知

　　　冬季は積雪等で公共交通機関の遅延、運休により移動の負担が大きくなると予想されることから、可能な限り、令和７年中に開催すること。講師等の都合により年内の開催が難しい場合は、この限りではない。

　ケ　研修申込受付、受講決定及び受講の可否に関する通知

　コ　受講決定者からの申出に基づく合理的配慮の提供のための調整及び実施

　サ　資料代の徴収方法等に関する規程の整備及び適切な取り扱い

　シ　受講者名簿及び修了者名簿作成及び管理（受講者名簿は県に報告すること）

　ス　研修日前の準備（資料作成を含む）及び連絡調整

研修資料は、基礎研修については「基礎研修テキスト（改訂版vol.１）」、「障害者ピアサポート基礎研修テキスト（わかりやすい版）」、専門研修については「専門研修テキスト（障害統合版vol.1）」を参考に、講師及び県と十分に協議し、作成すること。

　セ　研修当日の進行及び運営

　ソ　修了証書の作成と交付

　タ　各研修の評価（振り返り）及び完了報告書の作成